

## 勤務条件等

任用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
試用期間	1ヶ月 ※地方公務員法の規定に基づき、採用後1月間は条件付採用期間となります。	
所属	福祉部障害福祉課	
職務内容	障害支援区分認定調査(訪問)及び調査記録票作成	
勤務時間	8時45分～17時30分 【週31時間勤務】	
休憩時間	12時00分～13時00分	
週休日	毎週土・日曜日及び1週につき1日(所属長が定める)	
休日	国民の休日に関する法律に規定する休日及び年末年始日(1/2、1/3、12/29～12/31)	
休暇等	年次有給休暇(任用条件による)、その他各種有給休暇及び無給休暇	
報酬等	給料の額	月額172,875円(地域手当含む) ※報酬額は現時点でのものであり、変更される可能性があります。
	通勤手当	制度あり(条件に満たない場合は支給がありません)
	時間外勤務手当等	制度あり
	期末手当	制度あり(条件に満たない場合は支給がありません)
	退職手当	制度なし
	昇給	制度なし(再度の任用を行う場合、報酬額が増額されることがあります)
	支払時控除費目	健康保険、厚生年金、雇用保険の各負担金、所得税及び住民税
服 務 等	地方公務員法上の服務に関する各規定が適用されます。(守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、営利企業への従事制限等)	
備 考	1	任用期間が満了した場合は、別に通知することなく退職することとなります。
	2	任用期間満了時点における当該職の設置状況等により、選考等の能力実証を行ったうえで再度の任用を行う場合があります。
	3	勤務時間、休憩時間及び週休日等は、公務の都合上変更される場合があります。
	4	上記の3の変更その他の変更により、給与が変更される場合があります。
	5	以上のほか、会計年度任用職員の任用、勤務時間、給与等に関する規則等の規定によります。